

広島県訓令第十一号

本 庁
地 方 機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二日

広島県知事 横 田 美 香

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の廃止) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の請求があつたときは、総務課長は、直ちに当該公印の登録を抹消するものとする。</p>	<p>(公印の廃止) 第五条 (略)</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。